

【韓国】心神耗弱状態における犯罪及び飲酒運転に対する罰則強化

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2018年12月18日に刑法が改正され、心神耗弱を理由とする刑の減軽を行わないことが可能となった。また、同月18日及び24日に飲酒運転に対する罰則を強化する2つの法改正が行われた。

1 心神耗弱を理由とする刑の減軽の在り方の見直し（刑法）

(1) 背景と経緯

韓国の刑法¹では1953年の制定以降、日本の刑法と同様に、行為時に心神耗弱（韓国語では「心神微弱」）状態であったことが認められた場合は、必ず刑の減軽を行うこと（必要的減軽）が規定されていた（第10条第2項）。そのため、これまで同規定による刑の減軽の是非が、度々議論的的となってきた。特に、2008年に発生した「チョ・ドゥスン事件」²では、飲酒による心神耗弱を理由として刑が減軽されたことに対し、大きな批判が巻き起こった。

チョ・ドゥスン事件後、性犯罪については、2010年4月15日の「児童・青少年の性保護に関する法律」の改正・施行³及び同日の「性暴力犯罪の処罰等に関する特例法」の公布・施行⁴により、飲酒又は薬物による心神耗弱を理由とする刑の減軽が、必要的減軽から任意的減軽（裁判官の裁量により個別事件ごとに刑の減軽が必要か否かを判断すること）に改められた。

さらに、性犯罪以外の犯罪についても、2018年10月14日に発生した殺人事件（ソウル市内のネットカフェで精神疾患を患っていた利用客が従業員を殺害した事件）を契機として、心神耗弱を理由とする刑の減軽の在り方を見直すよう求める声が高まった。これを受けて国会では同年11月29日、刑法一部改正法律案が本会議で可決された（同年12月18日公布・施行）⁵。

(2) 法改正の概要

今回の刑法改正により、第10条第2項の規定が改正され、事物を弁別する能力又は意思を決定する能力が微弱な者の行為について、「刑を減軽する」から「刑を減軽することができる」に改められた。これにより、性犯罪を含む犯罪一般について心神耗弱を理由とする刑の減軽が必要的減軽から任意的減軽に改められ、刑を減軽しないことも可能となった。

2 飲酒運転に対する罰則強化（特定犯罪加重処罰等に関する法律及び道路交通法）

(1) 背景と経緯

韓国における飲酒運転事故は、近年減少傾向にあるものの、現在も年間約2万件発生し、400

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年1月10日である。

¹ 「형법(법률 제15982호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<http://law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=205820&ancYd=20181218&ancNo=15982&efYd=20181218&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000>>

² 2008年12月に京畿(キョンギ)道安山(アンサン)市で発生した児童への性犯罪事件。その後の児童への性犯罪に対する厳罰化推進の契機となった。

³ 「[1808031] 아동·청소년의 정보보호에 관한 법률 일부개정법률안(대안)(보건복지위원장)」의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1D0L0Y2K1M9V0Z9E2X7W1U0M3X6W7>

⁴ 「[1808025] 성폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법안(대안)(법제사법위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1N0Z0V3A3R0S1K7D4G7J3E6B2K7N2>

⁵ 「[2016876] 형법 일부개정법률안(대안)(법제사법위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B1Y8Z1I1E2J7S1J1V0I1U0A3G5G8X7>

人以上が死亡、3万人以上が負傷している⁶。

2007年12月の「特定犯罪加重処罰等に関する法律」（以下「加重処罰法」）の改正⁷により「危険運転致死傷罪」（第5条の11）が新設されるなど、これまでも飲酒運転に対する罰則が強化されてきた。さらに、2018年9月25日、兵役中の大学生ユン・チャンホ氏が休暇中に飲酒運転の車にはねられ死亡する事故が発生し、同事件後、大統領府の請願制度を通じて飲酒運転に対する一層の厳罰化を求める署名が多数集まった。これを受けて国会では、飲酒運転に対する罰則強化に係る2つの法案（加重処罰法及び道路交通法の一部改正法律案）の審議が加速し、前者は2018年11月29日に、後者は同年12月7日に、それぞれ国会本会議で可決された。

(2) 法改正の概要

加重処罰法の改正（2018年12月18日公布・施行）⁸により、飲酒運転事故により死亡させた場合の最高刑が無期懲役に引き上げられるとともに、負傷させた場合の量刑も引き上げられた。

また、道路交通法の改正（2018年12月24日公布、2019年6月25日施行）⁹により、①飲酒運転となる血中アルコール濃度の基準の引下げ、②飲酒運転により事故を起こし免許が取り消された場合の欠格期間¹⁰の延長、③飲酒運転に係る量刑の引上げ等が行われた（表参照）。

表 飲酒運転に対する罰則強化に係る2つの改正法（通称：ユン・チャンホ法）の主な内容

項目	根拠条文	改正前	改正後
死亡させた場合の罰則		1年以上の有期懲役	無期懲役又は3年以上の懲役
負傷させた場合の罰則	加重処罰法 第5条の11	10年以下の懲役 又は500万ウォン（注1）以上 3千万ウォン以下の罰金	1年以上15年以下の懲役 又は1千万ウォン以上 3千万ウォン以下の罰金
飲酒運転となる血中アルコール濃度の基準	道路交通法 第44条	0.05%以上	0.03%以上
飲酒運転事故により免許が取り消された場合の欠格期間	道路交通法 第82条	事故3回以上：3年 事故2回以下：1年	事故2回以上：3年 事故1回：2年
死傷事故を起こした場合の欠格期間（注2）		死傷させ、かつひき逃げをした 場合：5年	負傷させ、かつひき逃げをした 場合及び死亡させた場合：5年
常習的な飲酒運転による免許取消し（注3）	道路交通法 第93条	飲酒運転3回以上で免許取消し （欠格期間2年）	飲酒運転2回以上で免許取消し （欠格期間2年）
常習的な飲酒運転に対する罰則		飲酒運転3回以上で1年以上3 年以下の懲役又は500万ウォン 以上1千万ウォン以下の罰金	飲酒運転2回以上で2年以上5 年以下の懲役又は1千万ウォン 以上2千万ウォン以下の罰金
飲酒運転が疑われる状況での 検査拒否に対する罰則	道路交通法 第148条の2	1年以上3年以下の懲役 又は500万ウォン以上 1千万ウォン以下の罰金	1年以上5年以下の懲役 又は500万ウォン以上 2千万ウォン以下の罰金
飲酒運転に対する罰則		血中アルコール濃度に応じて 最高で3年以下の懲役 又は1千万ウォン以下の罰金	血中アルコール濃度に応じて 最高で5年以下の懲役 又は2千万ウォン以下の罰金

（注1）1ウォンは約0.1円（平成31年1月分報告省令レート）。

（注2）飲酒運転により死傷事故を起こした場合は、回数に関係なく免許が取り消される。

（注3）血中アルコール濃度が一定以上の場合、回数に関係なく免許が取り消される。

（出典）特定犯罪加重処罰等に関する法律及び道路交通法の関連条文を基に筆者作成。

⁶ 「2008～2017년 10년간 음주운전사고 255,592건 발생」2018.8.28. 도로교통공단ウェブサイト <https://www.koroad.or.kr/kp_web/krPrView.do?board_code=GABBS_050&board_num=134177&file_num=>

⁷ 「[177921] 특정범죄가중처벌 등에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (법제사법위원회)」 의안정보시스템ウェブサイト <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L0Z7K1U1G2M2F1K5S1Q5P0L0N4E2N7>

⁸ 「[2016877] 특정범죄 가중처벌 등에 관한 법률 일부개정법률안 (대안) (법제사법위원회)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J1Y8C1V1G2P7Y1B0C5K9Y2X7O3S0W0>

⁹ 「[2017119] 도로교통법 일부개정법률안 (대안) (행정안전위원회)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R1L8E1N1Q2M8L1A3S0N4D5U2H4M1D3>

¹⁰ 欠格期間とは、免許が取り消された後、再取得ができない期間（違反内容により1年～5年）をいう。